須崎市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、須崎市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に活用してもらうことにより、当該民間事業者等の社会貢献の機会の創出及び事業活動を促進するとともに、須崎市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

（雑誌スポンサー制度の内容）

第３条　雑誌スポンサー制度は、広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入金相当額を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものである。

（雑誌スポンサー及び広告の対象）

第４条　雑誌スポンサーは、市区町村民税の滞納がない者とする。

２　雑誌スポンサーが掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）須崎市公式ホームページ広告掲載要綱（平成１７年須崎市訓令第４５号）第２条各号に規定する基本原則に沿ったものであること。

（２）図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものであること。

３　前項の規定にかかわらず、同要綱第４条第１号から第５号までに掲げるもの及び教育長が適当でないと認めるものは、広告の対象としない。

（広告掲載期間）

第５条　広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、原則として４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。ただし、年度の途中から掲載する場合は、第７条第３項の規定により承諾の通知のあった日が属する月の翌月から３月３１日までとする。

２　広告掲載期間が満了する２か月前までに教育長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

３　雑誌スポンサーは、年度途中において広告の掲載を中止することはできない。ただし、やむを得ない事情があると教育長が認めた場合は、この限りでない。

（雑誌スポンサーの申込み）

第６条　雑誌スポンサーの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、図書館長が別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告掲載を希望する雑誌を選定し、須崎市立図書館雑誌スポンサー申込書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて、教育長に提出するものとする。

２　申込者は、既に雑誌スポンサーが決定している雑誌については、前項の申込みができない

ものとする。

（雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査）

第７条　教育長は、前条の申込みがあったときは、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。この場合において、広告内容の修正、削除等が必要な場合は、申込者に指示することができるものとする。

２　申込者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する教育長の指示に応じなければならない。

３　教育長は、適否を決定したときは、須崎市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知書（別記様式第２号）により当該申込者に通知するものとする。

（覚書の締結）

第８条　前条第３項の規定による承諾通知書を受け取った申込者は、速やかに教育長と覚書を締結しなければならない。

（雑誌の納入方法）

第９条　雑誌スポンサーが図書館に提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）は、教育長の指定する雑誌納入業者が図書館に納入するものとする。

（雑誌購入費の支払方法）

第１０条　提供雑誌の購入費は、全額を雑誌スポンサーの負担とし、雑誌スポンサーが教育長の指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

２　振込手数料等支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌の所有権）

第１１条　提供雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

２　提供雑誌は、図書館にある他の資料と同様の取扱いをするものとする。

（雑誌が休廃刊となった場合の措置）

第１２条　雑誌スポンサーは、提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に振り替えることができるものとする。

（雑誌が不明となった場合の措置）

第１３条　提供雑誌（最新号のものに限る。）の所在が不明となった場合は、図書館の責任により原状に復するものとする。

（広告内容等の変更）

第１４条　雑誌スポンサーは、広告掲載期間中、随時広告内容等の変更を行うことができるものとする。

２　前項の変更については、第６条の規定を準用する。

（決定の取消し）

第１５条　教育長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーへの催告その他の手続きを要することなく雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

（１）須崎市立図書館雑誌スポンサー申込書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。

（２）前号に掲げるもののほか、教育長が適切でないと認めたとき。

２　前項の規定により決定を取り消した雑誌スポンサーが支払った雑誌の購入費は、返還しないものとする。

（責務等）

第１６条　雑誌スポンサーは、掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

２　雑誌スポンサーは、掲載された広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利の処理が完了していることを教育長に対して保証しなければならない。

３　広告に関連する苦情、損害賠償請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において対処するものとする。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年１１月１日から施行する。